

パブリック・コメントの回答について

令和元年11月27日から令和2年1月27日にかけて実施していた「多治見市子どもの権利に関する条例の一部改正について」のパブリック・コメント手続きにおいて、以下のとおり8人から20件のご意見をいただきましたので報告します。

また、いただいた意見要旨及び意見に対する市の考え方は以下の通りです。

【前文の改正について】

いただいた意見要旨	市の考え方
「命を守る」という思いは現行の前文に現れているので、改正の必要はない。	近年、児童虐待等で子どもの命が奪われる痛ましい事件が後を絶たない状況です。そのような状況を踏まえ、子どもの権利の第一は「命」であることを伝えるため、前文の冒頭に追記しました。
「すべての子どもたちの命を守る」決意を条例に書き込むことは理解するが、冒頭に置くのではなく、前文の最終段の手前に（ひとりひとりの命を大切にすまち）として加える構成にしてはどうか。	

【第1条（目的）及び第3条第5項（責務）の改正について】

いただいた意見要旨	市の考え方
子どもの権利条約では「命」は当然守られるものである。「子どもの命を守る」ことを強調するあまり、「子どもの権利保障」があいまいになってしまう。	子どもの権利の第一は生きる権利であり、まずは「命」を守ることであると考え、特に強調するため、目的と責務に「命などの」と例示を記載したものです。
「命などの」を記載することで、子どもの権利の内容が限定的に捉えられる恐れがある。子どもの権利条約で定められている「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を限定して捉えるような誤解が生じる。	
「子どもの命を守る」ことを強調することは理解するが、表現が明瞭でなく、前文に書き込むことで十分なのではないか。	

【第7条（家庭における権利の保障）第3項及び第4項の改正について】

いただいた意見要旨	市の考え方
<p>「児童虐待の防止等に関する法律」の第3条では「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と記されており、その「何人」を「子どもと同居するおとな」と改正した表現はわかりにくく、法令に用いる表現として不適切である。</p>	<p>今回の第7条第3項の改正は、「家庭における権利の保障」の対象者をより具体的に表現したものです。</p> <p>「など」の重なり、「や」か「、」かについては法規上のルールです。</p>
<p>「親など保護者など」と「など」が重なっており、「親など保護者」をすべて「保護者」とすれば煩雑さが解消されるのではないか。</p> <p>「救済や回復」という言い回しは単純に並列できないため適切ではなく、「、」で結ぶほうが妥当だと思う。</p>	

【第13条（子どもの権利擁護委員）第3項の改正について】

いただいた意見要旨	市の考え方
<p>第13条第3項の擁護委員の要件について</p> <p>「権利擁護の豊かな経験」とすることで、該当する人が極めて少なくなるのではないか。現条例の表現のほうが広く適任者を求めることができるのではないか。</p>	<p>子どもの権利擁護委員には、子どもの権利の「擁護」に理解や経験が必要であり、より適切に表現したものです。</p>

【第 14 条(擁護委員の職務)及び第 17 条(擁護委員に対する支援や協力)の改正について】

いただいた意見要旨	市の考え方
<p>第 14 条に「中立な立場で客観的に判断しなければならない」と追記することは、子どもたちに第 13 条の擁護委員の職務をわかりにくいものにしてしまうおそれがあり、擁護委員の第三者性や自律権を阻害するような事態も懸念される。14 条に追記が必要であれば「擁護委員は、子どもの擁護者、代弁者、公的良心の喚起者として、子どもの最善の利益を第一に考慮しなければなりません。」と子どもの権利条約にのっとった義務規定としてはどうか。第 17 条の 1 の「擁護委員の独立性」を「擁護委員の中立性」へ改正することは、国連・子どもの権利委員会が最も重要不可欠だと求めている子どもの権利擁護機関の独立性や機能、実効性が損なわれるおそれがある。</p>	<p>子どもの権利擁護委員は、子どもからの相談に対し、市や学校、保護者の側など、どのような立場にも立たず、子どもの最善利益を第一に考え、事実に基づき客観的に判断します。</p> <p>そのような子どもの権利擁護委員の活動を中立性という表現に改め、子どもなどの市民にわかりやすくするため改正するものです。</p> <p>子どもの権利擁護委員がどのような活動をするのかを、わかりやすく条例改正することで、子どもの権利相談室を、子どもなどの市民が相談しやすい環境とし、「命など」の子どもの権利侵害に対し早い段階で対応していきたいと考えています。</p> <p>市は、これまでと同様に、子どもの権利擁護委員の中立性を保つ活動と判断を尊重しつつ、子どもの権利侵害を救済、回復するために欠かせない関係機関との連携調整を図り、子どもの権利擁護委員の活動を支援していきます。</p>
<p>「擁護委員」に関わる改正は「命を守ること」に関係がないのではな いか。現在の擁護委員制度の何が問題なのかわからない。「独立性」 から「中立性」へ書き換えることや「市は関係機関との調整を図る」 を挿入することで、市が擁護委員の活動を干渉し、独立性を尊重しな いこととなる。</p>	
<p>「中立性」を必要とするならば、「独立性および中立性を尊重し」と してはどうか。</p>	

独立性と中立性は意味が異なる。子どもが理解しにくいのであれば、独立性という意味内容をかみ砕いたものを合わせて表記するか、子ども向けリーフレットなどでわかりやすく説明すればよい。人権侵害は、市立の学校や施設から行われることも多いのに、独立性が保障されない場合、権利擁護委員と市は身内だと疑念が抱かれ、調査・調整の信頼が揺らぐ。中立性は、両方に配慮するというような意味に捉えられ、片方が悪いのに、間をとるようなことになるのではないか。

第 17 条の改正について、子どもが「独立性」がわかりづらいのは最もかと思うが、「中立性」もわかりづらいのではないか。「中立性」の響きには「自分の側に立ってくれる人」とは感じられず、「自分との間に立ち、両者のどちらの肩ももたない人」というイメージがある。子どもにわかりやすくという趣旨の改正であれば「市は、擁護委員の子どもの代弁者という立場を尊重する」等のほうがダイレクトに伝わるのではないか。

「独立性」が「中立性」に変更されているが、「子どもの最善の利益」を代弁するという子どもの権利擁護委員の役割として「中立性」ではなく「独立性」が尊重されることが重要である。悩んでいる子どもにとって、学校や行政機関から独立していることで、安心して学校等に関する相談ができる場合がある。第 14 条の第 3 項でも、「中立性」を強調しているが、「独立性」を強調することで保護者からの相談に対しても、保護者の立場ではなく子どもの立場にたって判断することが明確になるのではないか。子どもにとって分かりにくいのであれば、わかりやすい説明資料等で対応すればよい。

<p>第14条第3項について</p> <p>「中立的」という言葉は、意味が明瞭ではなく、条例の条文になじまない。子どもの権利に関する争いが起こった時に、擁護委員の立場は「中立的」ではなく子どもの権利を擁護する立場でなければならない。擁護委員の問題解決の手法は、対立する者の調整を図ることではなく、子どもの最善の利益についての合意を形成し、子どもにとって最もよいことは何かを考えあうこと。その立場という意味で「中立的」「中立性」という表現はなじまない。</p> <p>第17条における「独立性」の削除について</p> <p>多治見市の条例第1条に掲げる権利条約の理念に反することになる。救済機関における「独立性」は、子どもの最善の利益を求めらるうえで必須であり、他のどの権威にも揺らがないという立場の表明でもある。子どもの権利の尊重と最善の利益の追求にかかわる合意とすりあわせには、「独立性」と「連携協力」が必要であるため「独立性」を担保された機関が必要である。</p>	
--	--

【条例改正に係る手続きについて】

いただいた意見要旨	市の考え方
<p>現行の第10条に基づく、子どもへの周知及び意見表明の機会が設けられていたか。子どもの意見を聴くことは必須である。たじみ子ども会議の議題として取り扱うべきである。少なくとも、パブリック・コメントの説明会を聞く等の手段で、参加した子どもの過半数の賛同を得ることが必要ではないか。</p>	<p>今回の改正においては、広く市内の子どもに参加を呼びかけて開催している「子ども会議」のメンバーの意見を取り入れています。</p>
<p>今回のパブリック・コメントの提出・問い合わせアドレスが間違っていた。条例改正案も十分に検討された内容とは言えず、拙速な条例改正は望ましくないと考える。</p>	<p>アドレスについては直ちに修正いたしました。</p> <p>今回の改正については、様々な意見聴取を経て検討を重ねて作成しました。</p>